

28 転・編入学

1 転・編入学生の既修得単位の取り扱い

■ 単位認定と学年決定

- 前の大学（短期大学）等において修得した科目の単位のうち、本学の基準で「B評価」（100点満点中70点相当）以上の科目に対し、62単位を上限として振替科目を修得したものとして認定します。
- 振替可能科目は本学の科目として振り替られる科目のみとします（修得単位すべてが認定されるとは限りません）。
- 認定単位数に応じて転・編入学後の学年を決定します。下記基準を参照してください。
- 履修登録前に教務担当教員よりガイダンス等の指導が行われます。履修計画は、必ずその指導に従って立てるようにしてください。

■ 単位認定の基準

	1年次	2年次	3年次
時 期	転・編入学したセメスター		
取り扱い	① 入学したセメスターの卒業要件に含める ② 単位の認定のみとなり、成績評価（S・A・B）はつかない。 ③ GPA計算の対象外 ④ セメスターの履修上限単位には含めない		
認定単位数	0～31単位	32～61単位	62単位

2 転・編入学後の履修

■ 留意事項

- 「玉川の教育」（0.3単位）は必修です。
- 「ELF」については下記の基準に基づき、単位を認定します。
 - ① 既習の大学レベルにおける「英語」の「B評価」相当以上の単位数が玉川大学の8単位相当までは、4単位ごとに「ELF101」「ELF102」で認定する。
 - ② 8単位を超過した場合、あるいは教職課程等の要件との関連で「ELF201」以上の上位科目での認定が必要な場合、上記の①に加え、以下の条件を満たした場合には認定を可能とする。
 《ELF201/202》
 - A. シラバス等で既習のクラスの英語のレベルが、以下のいずれかであるか確認ができる場合
 合：TOEIC®L&R 400, IELTS 3.0, TOEFL iBT40, 英検準2級 CEFR A2 以上
 - B. A相当の英語標準テストのスコア（過去2年間）を提出できる場合
 《ELF301/302》
 - A. シラバス等で既習のクラスの英語のレベルが、以下のいずれかであるか確認ができる場合
 合：TOEIC®L&R 500, IELTS 4.0, TOEFL iBT52, 英検2級 CEFR B1 以上
 - B. A相当の英語標準テストのスコア（過去2年間）を提出できる場合
- 教職課程を受講する学生は、転・編入学以前に在籍していた大学の学部・学科が課程認定を受けている場合のみ、「教職に関する科目」を認定可能とします。